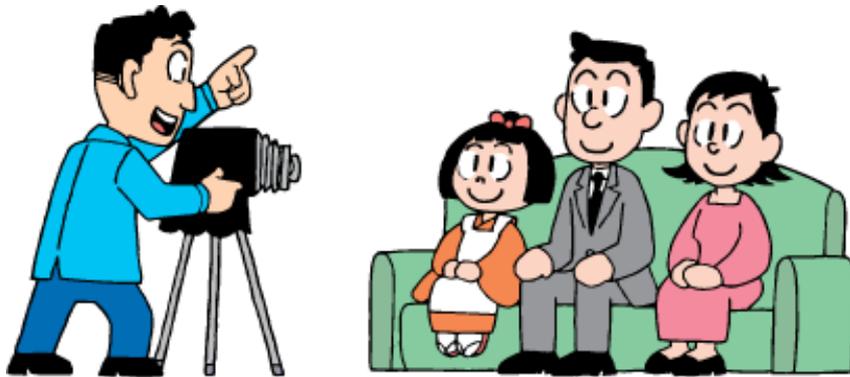


ゆう

—ともに歩こう すてきな未来へ—



11月12日から25日は「女性に対する暴力をなくす運動」の期間

配偶者からの暴力（DV）とは「配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行動」とあり、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（いわゆるDV防止法）で定義されています。

男性が被害に遭う場合もありますが、被害者の多くは女性です。平成23年に内閣府が行った「男女間における暴力に関する調査」によると、女性の約3人に1人が何らかの被害を受けたことがあると答えており、また、約10人に1人は何度も被害を受けているという結果が出ています。

配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為や人身取引等、女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するものであり、決して許される行為ではありません。

殴る・蹴るだけが暴力ではありません

殴る・蹴るなどの「身体的暴力」は人の目にふれやすく、暴力として理解しやすいものですが、DVにはそれ以外に、「精神的暴力」「経済的暴力」「社会的暴力」「性的暴力」「子どもを利用した暴力」など、みえにくいさまざまな行為があります。これらの暴力は単独ではなく複数が重なり合って行われることが多く、エスカレートしたり、継続的に行われたりすることがほとんどです。

◆ 身体的暴力

殴る/ ける/ 突き飛ばす/ 物を投げつける/ タバコの火を押し付ける/ 首をしめる/ 刃物で脅す/ 髪を引っ張る など

◆ 精神的暴力

人格を無視するような暴言を浴びせる/ 無視する/ 大切にしているものを壊す/ 家族などに危害を加えると脅す など

◆ 経済的暴力

外へ仕事に行かせない/ 借金を負わせる/ 収入や財産を知らせない/ 相手の預金を勝手に使う/ 生活費を渡さない など

◆ 社会的暴力

親や兄弟、友人との付き合いを禁止する/ 外出を制限する/ 手紙を勝手に開封する/ 行動や自由を制限する/ 盗聴する など

◆ 性的暴力

見たくないのに、アダルトビデオや雑誌を見せる/ 脅しや暴力で性行為を強要する/ 避妊に非協力的 など

◆ 子どもを利用した暴力

子供に暴力を見せる/ 子供を振り上げる/ 子供を危険な目に遭わせる/ 自分の言いたいことを子供に言わせる など

もし、DVで悩んでいるなら…

DVで悩んでいる人がいたら…

DVは夫やパートナーなど親しい関係にある男性が女性に対して加える暴力であるため、長い間「家庭内のこと」「男女間の個人の問題」とされてきました。しかし、理由は何であれ、暴力は「犯罪」です。夫婦・恋人など、どんな関係にあっても暴力は許されません。暴力を受けることなく、家庭や社会で安心して生きることは、人として当然の権利です。

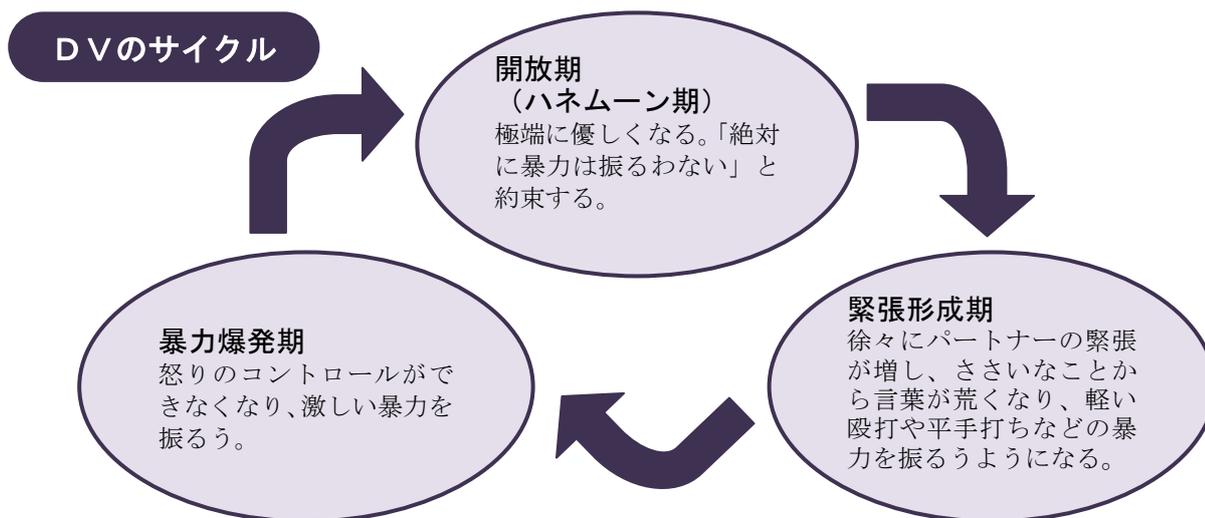
DVの被害者は自分自身を責め、だれにも相談できずに苦しんでいます。あなたがもし相談されたら、まずその思いを受け止め、「あなたは、悪くない」と伝えてください。分かってもらえるということが「力」になります。

繰り返されるDV

DV被害者の中には、暴力を振るわれた期間が10年以上にも及ぶケースが数多くあります。それは、加害者の暴力にはサイクルがあって、いつも暴力的であるとは限らないからです。

加害者は怒りが収まると、我に返って謝り「二度としない」と約束するなどして、その後は親密で優しい関係が生まれることがあります。そして、被害者は暴力は偶発的なものと思い、「もう一度信じてみよう」との期待で関係を維持しようとしませんが、実際にはこの時期は長続きしません。日常生活の中で加害者の緊張感が少しずつ高まり、何かのきっかけで緊張を爆発させ、暴力を振ります。

このようなサイクルが繰り返され、その内容も程度もエスカレートし、間隔も短くなり、被害者は恐怖におびえながら、無力感とあきらめのために暴力から逃れられなくなってしまうのです。



一人で悩まないで

DVに関する相談窓口があります。もしもあなたが悩んでいるなら、まず相談を。

- 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター TEL 073-445-0793
- 西牟婁振興局保健福祉課 TEL 0739-26-7932
- 紀南DVセンター (DV被害者支援センター) TEL 0739-24-3322

男女共同参画連絡会企画パネルディスカッション

女性の視点からみた防災 ～台風12号の被害を受けて～

12月1日(土)

午後1時30分～3時30分

昨年の台風12号によって被災した本宮女性会のみなさんをパネリストに、女性の目から見て何が必要だったのか？何が足りなかったのか？などを聞くパネルディスカッションです。

◇場所◇

市民総合センター
4階「交流ホール」

◇定員◇

30名(お申込みがなくても、当日参加していただけます)

◇申込み・問合せ◇

男女共同参画センター
(TEL 0739-26-4936)

女性電話相談室から

「これってDVかも??」 シリーズ③ 性的暴力・子どもを利用した暴力

心あたりはありませんか？

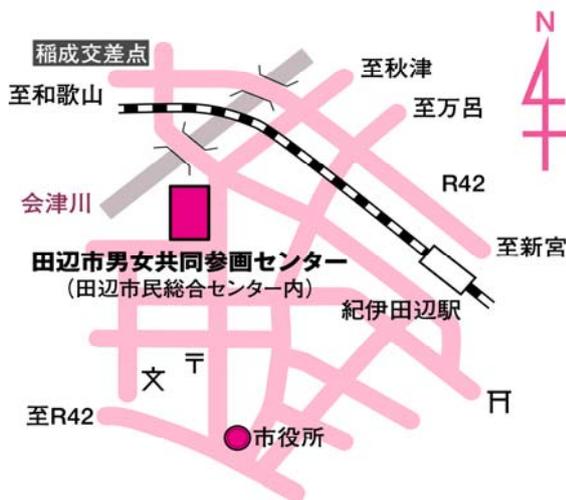
夫婦などパートナーからの暴力（DV）には、さまざまな形があります。
こんなこと、ありませんか？

- パートナーは、見たくないAVやポルノ雑誌をあなたに見せる。
- パートナーは、あなたが嫌がっているのに性行為を強要する。
- パートナーは、あなたに中絶を強要したことがある。
- パートナーは、避妊に協力しない。
- パートナーは、「子どもに問題があるのは、母親であるお前のせいだ」などとあなたを責める。
- パートナーは、自分が言いたいことを子どもに言わせて、あなたを攻撃する。
- パートナーは、「子どもをとりあげるぞ」「別れるなら子どもは渡さない」などとあなたを脅す。
- パートナーは、子どもの前であなたを怒鳴りつけたり非難したりする。

田辺市男女共同参画センター 女性電話相談室
相談専用電話 0739-26-4919
月曜日～金曜日（祝日を除く） 午前9時～正午

女性電話相談では、女性が出会うさまざまな悩みをともに受け止め、
気持ちの整理をお手伝いし、問題解決のための一歩を踏み出す応援をしています。
女性相談員がお待ちしています。
一人で悩まないで、どんなことでも気軽にお電話ください。秘密は守ります。

発行：田辺市男女共同参画センター



- 開館時間
午前8時30分～午後5時15分
- 休館日
毎週土曜・日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
- 所在地
〒646-0028 和歌山県田辺市高雄一丁目23番1号
田辺市民総合センター4階
- 連絡先
電話：0739-26-4936
ファクシミリ：0739-24-8323
Eメール：danjo@city.tanabe.lg.jp
- 交通
JR：紀伊田辺駅から徒歩15分
明光バス・龍神バス：栄町停留所（市民総合センター前）から徒歩1分